

第 6 群

特別な医療



過去 14 日間に受けた特別な医療について 1. 点滴の管理

【選択のポイント】

- ・急性期治療は含まない。

No	事例	選択	理由
1	調査 14 日間以内に抗生剤の点滴を行っており、調査日の実施もあった。この場合は判断基準に含まるか？	ない	抗生剤は急性期治療の判断となることが多いが、調査当日に看護師に急性期治療かどうかの確認は行う必要がある。
2	針は留置されているが、実際に点滴が実施されていない場合は？	ある	必要に応じて再開できる体制にあれば該当する。 CV ポートも同様の考えで、6-2 も該当する。
3	抗がん剤の点滴は急性期の治療か？		急性期ではない。14 日間以内に医師又は看護師により実施されており、今後も継続して行われる治療であれば該当する。 ただし、14 日以内に実施が無ければ継続治療であっても該当しない。
4	今後透析導入予定の方。調査前日から利尿剤の点滴が行われており、医師の指示は 1 週間と看護師。ただし、検査の結果次第で、すぐに透析導入になるのか今後もしばらく利尿剤の投与が続くか不明と看護師より聞き取った場合はどうするか？	ある	医師の指示は一旦 1 週間の点滴でも、治療方針が今後どうなるか分からないため、該当すると考える。

過去 14 日間に受けた特別な医療について 2. 中心静脈栄養

【選択のポイント】

.

No	事例	選択	理由
1	埋め込み型のポートがあるが、使用していない場合は？	ある	状況の変化に応じて点滴ができる体制にあるため該当する。
2	抗がん剤を行う目的で埋め込み型のポートが造設されており、栄養剤の投与として使用する予定はないと看護師が言っていた場合はどう判断するのか？	ある	あくまでも予定。テキスト事例にある通り、必要時に中心静脈栄養を実施できる体制にあるとして該当する。この場合、6-1（点滴の管理）も該当する。

過去 14 日間に受けた特別な医療について 3. 透析

【選択のポイント】

- ・週で行っている回数を聞くことは必須。透析は何時間行っているのか、シャントはどこに造設されているのかまだ聞ければなおよい。

No	事例	選択	理由
1	自宅での腹膜透析で、自分で実施している場合は該当にならないか？	なし	ただし、自分で腹膜透析を実施している間に看護師が実施状況を確認して管理している場合は該当する。 (県・平成 30 年)
2	退院 1 週間後の調査。腹膜透析を毎日実施。入院中は看護師が行っていたが、退院後は自宅で妻が行う場合はどうか。	あり	14 日間以内に看護師によって実施されている為。 (県・令和 4 年)

過去 14 日間に受けた特別な医療について 4. ストーマ(人工肛門)の処置

【選択のポイント】

.

No	事例	選択	理由
1	日頃は自宅で本人や家族が便破棄・パウチ交換を行う。14 日間以内の受診時に主治医の診察を受けたが、ストーマの観察や処置は行われなかった場合は、該当しないという判断で良いか？	なし	お見込みどおり。医師や看護師による処置が行われていないため該当しない。
2	ストーマトラブルがあり、調査 14 日以内に受診したが医師ではなく認定看護師による診察・処置であった。この場合は該当するか？	あり	認定看護師は医師と同等の判断ができ、それに基づき処置が行われたのであれば該当すると考える。

過去 14 日間に受けた特別な医療について 5. 酸素療法

【選択のポイント】

・流量も聞き取り記載する。例：常時酸素投与（3L/分）を行い、看護師が管理している。

No	事例	選択	理由
1	看護師・医師による実施という場合は具体的にどういう状況か？		酸素濃度の確認・流量の確認などが該当する。 酸素ポンプの事業者による点検は含まない。デイ等の施設看護師は含める。 (県・平成 29 年)
2			

過去 14 日間に受けた特別な医療について 6. レスピレーター(人口呼吸器)

【選択のポイント】

・切開部から酸素投与されている場合があるため、聞き取りを行う。

No	事例	選択	理由
1	具体的にどういう処置や管理が該当するのか？		医師・看護師によるカニューレの交換・開口部の消毒・ガーゼ交換・開口部からの痰吸引等の行為が該当します。(県・平成 26 年)
2	非侵襲的・侵襲的の両方が対象か？		お見込みどおり。 BIPAP・CPAP も含めて考える。 ただし、あくまで 14 日間以内に医師・看護師による管理があるかどうか。自分で、もしくは家族が装着している等は特記のみ。
3			

過去 14 日間に受けた特別な医療について 7. 気管切開の処置

【選択のポイント】

.

No	事例	選択	理由
1	永久気切口で、事業所ではないが家族に看護師がおり、医師の指示で 14 日以内に家族（看護師）が処置を行っている場合はどう考えるか？	ある	医師の指示のもと看護師による処置があると考ええる。 医師・看護師ではない家族が処置している場合は該当しない。
2			

過去 14 日間に受けた特別な医療について 8. 疼痛の看護

【選択のポイント】

- ・がん末期のペインコントロールに値するひどい痛み。
- ・鎮痛薬の点滴・硬膜外持続注入・座薬・貼付型経皮吸収剤・注射が行われた場合が該当する。

No	事例	選択	理由
1	麻薬系の内服薬・ブロック注射・電気治療は該当するか？	ない	該当しないが、特記事項に記載する。 (県・平成 28 年)
2			

過去 14 日間に受けた特別な医療について 9. 経管栄養

【選択のポイント】

- ・本人や家族が行っているものは含めない。
- ・水分補給による経管栄養チューブの使用は含めない。あくまで栄養剤の投与が該当。

No	事例	選択	理由
1	調査前日に胃ろう造設し、調査後から栄養剤の投与が始まる予定と看護師から聞き取った場合、該当するか？	ない	調査 14 日間以内の栄養剤の投与は行われていないため、該当しない。特記事項にその旨を記載する。
2			

過去 14 日間に受けた特別な医療について 10. モニター測定 (血圧、心拍、酸素飽和度等)

【選択のポイント】

- ・ どの測定を行っているか記載する。
- ・ 24 時間持続して行われているもの、血圧は 1 時間に 1 回以上の測定であること。

No	事例	選択	理由
1			
2			

過去 14 日間に受けた特別な医療について 11. じょくそうの処置

【選択のポイント】

- ・ 部位・大きさ等の聞き取りができれば記載する。
- ・ 家族が「褥瘡」と言っても、看護師はオムツかぶれとして医師から指示を受け対応している場合もある。聞き取りの際に注意する。その場合は特記のみ。

No	事例	選択	理由
1	以前褥瘡があったが、完治した。褥瘡が発生しやすいため、その部位に軟膏等を塗布して予防・観察を行っている場合は該当するか？	あり	完治していても意思の指示で看護師が予防の処置を行っている場合は該当する。
2	褥瘡の発生があり受診したが、医師ではなく認定看護師による診断や処置があった場合はどう判断するか？	あり	認定看護師は医師と同等の判断ができ、それに基づき処置が行われたのであれば該当すると考える。

過去 14 日間に受けた特別な医療について 12. カテーテル

(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)

【選択のポイント】

- ・何を使用しているのか詳しく書く。
- ・尿の排泄以外の目的のカテーテルは含まない。

No	事例	選択	理由
1			
2			